

令和 6 年度 第 1 1 回香取市農業委員会総会議事録

令和 7 年 2 月 6 日

2月6日（木）香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁7階大会議室に招集した。

- 日程第1 議案第1号 農地法第3条（委員会）
日程第2 議案第2号 農地法第4条（知事）
日程第3 議案第3号 農地法第5条計画変更（知事）
日程第4 議案第4号 農地法第5条（知事）
日程第5 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）
「農地中間管理権設定」
日程第6 議案第6号 農用地利用集積等促進計画案への意見
日程第7 報告第1号 農地法第18条（通知）
日程第8 報告第2号 農地法第3条の3（相続等による権利移動）
日程第9 報告第3号 軽微な農地改良の届出

1. 出席委員は18名で、その氏名は下記のとおり

1番	木	内	恒	幸	2番	成	毛	和	弘
3番	熱	田	英	夫	4番	芹	川		幹
5番	鈴	木	健	夫	6番	山	田	宏	一
7番	栗	山	雅	幸	8番	石	橋	清	勝
9番	平	川	君	子	10番	寺	島	美	幸
11番	海	老	澤	武	12番	飯	森		孝
13番	高	松	多	可	史	14番	片	野	壽
16番	菅	谷	樹	雄	17番	鵜	澤	幹	司
18番	林		藤	江	19番	伊	藤		寛

1. 欠席委員 1名

15番	富	澤	克	彦
-----	---	---	---	---

事務局職員出席者

事務局長 椎 名 正 志 管理班長 鵜 田 静 子

農地班長 越 川 泰 克 副 主 幹 林 光 夫
主 査 菅 谷 和 美

開会 午後 2時55分

議長 まず、本日の出席委員の確認をいたします。本日の出席委員は18名です。欠席委員は、15番 富澤克彦委員。したがって、委員の過半数が出席しておりますので、総会は成立をしております。

◎開 会

議長 ただいまから令和6年度第11回農業委員会総会を開会いたします。
これより会議に入ります。
審議のほどよろしく願いいたします。

◎議事録署名委員の選任

議長 まず、議事録署名委員の選出をいたします。
議長指名とさせていただきたいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。
それでは、本日の議事録署名委員として、8番 石橋清勝委員、11番 海老澤 武委員の2名をご指名いたします。

◎議案の提出

議長 本日の提出議案についてお諮りをいたします。
本日の提出議案は、日程第1 議案第1号ないし日程第9 報告第3号をご提案申し上げます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

◎日程第1 議案第1号

議長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 それでは、着座にて説明をさせていただきます。

議案第1号 農地法第3条許可申請の各案件について、概要を説明します。

ページは1ページから4ページで、整理番号は1番から10番です。

整理番号1番、譲受人が家庭菜園として利用するため、自宅に隣接して耕作利便な申請地を売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号2番及び3ページにいただきまして、整理番号の7番は、譲受人が自作地に近く耕作利便なため、贈与により所有権移転を受けるものです。

整理番号3番及び2ページになります整理番号5番は、譲受人が農業経営規模拡大を図るため、売買により所有権移転を受けるものです。

1ページの整理番号4番及び2ページの整理番号6番は、譲受人が自宅または自作地に近く耕作利便のため、売買により所有権移転を受けるものです。

3ページにいきまして、整理番号8番です。親から農業後継者の長男への贈与です。

整理番号9番及び整理番号10番は、お互い農地の集約化が図られることから交換するものでございます。

以上、10件です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班班長、飯森 孝委員。

1 2番飯森委員 去る1月27日、午後3時半より市役所301会議室において、第4班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は10件であります。

案件については、書類及び写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件を満たしており、権利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 議案第1号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参

与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

始めに、議案第1号、整理番号7番について審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号7番について、14番 片野壽夫委員。

1 4番片野委員 整理番号7番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営廃止のため、農地を処分したい意向があり、このたび譲受人と贈与による所有権移転の協議が調ったものであります。

申請地は、譲受人の耕作地から近く耕作利便であり、通年にわたり小ネギを栽培することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号、整理番号7番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、整理番号7番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第1号の7番の案件を除く9件について審議いたします。

担当委員の意見を伺います。

始めに、整理番号1番について、1番 木内恒幸委員。

1 番木内委員 整理番号1番について、都祭推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農地を処分したい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の自宅の隣接地にある耕作に利便な農地であり、通年にわたる家庭菜園として既に野菜栽培用地として借り受けており、引き続き自家消費用の野菜を栽培することから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号2番について、4番 芹川 幹委員。

4番芹川委員 整理番号2番について、今泉推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が後継者が近くにいないことから農地を処分したい意向があり、このほど譲受人と贈与による所有権移転の協議が調ったものです。

申請地は、譲受人の耕作地から近く耕作に便利なことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号3番、4番について、6番 山田宏一委員。

6番山田委員 整理番号3番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図りたい意向があり、農業経営の縮小を図りたい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号4番について、現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図りたい意向があり、農業経営廃止のため農地を処分したい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断します。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号5番について、7番 栗山雅幸委員。

7 番栗山委員 整理番号5 番について、石原推進委員と現地調査を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図りたい意向があり、譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当だと判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号6 番について、11番 海老澤 武委員。

1 1 番海老澤委員 整理番号6 番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地に近く利便性のよい農地を売買にて譲り受け、農業経営の規模拡大を図りたい意向があり、農業経営廃止のため農地を処分したい譲渡人と売買による所有権移転の協議が調ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 次に、整理番号8 番について、14番 片野壽夫委員。

1 4 番片野委員 整理番号8 番について、五喜田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、親から後継者である子への贈与により所有権移転を行うものであります。

については、親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議長 最後に、整理番号9 番、10番について、17番 鵜澤幹司委員。

1 7 番鵜澤委員 整理番号9 番及び10番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、整理番号9 番及び10番については、農地の交換により関連がありますので、一括して説明いたします。

この申請は、譲受人と譲渡人の双方がそれぞれ耕作の利便性の向上により、農業経営の合理化が図られることから、交換による所有権移転の協議が調ったものです。交換する農地は、いずれも作付良好な農地であり、農地の交換後も良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断します。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

議案第1号、整理番号7番の案件を除く9件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号、整理番号7番の案件を除く9件について、原案のとおり決定をいたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第4条許可申請の案件について、概要を説明します。

ページは5ページで、整理番号は1番のみです。

整理番号1番、転用目的は長屋住宅用地です。

農地区分は、都市計画用途地域内の第1種住居地域のため、第3種農地です。

以上、1件です。ご審議のほどよろしくお願いします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班班長、飯森 孝委員。

1 2番飯森委員 事前審査会の審査結果について報告いたします。

提出されました農地法第4条の案件は1件であります。

書類等で審査した結果、農地法第4条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、11番 海老澤 武委員。

1 1 番海老澤委員 整理番号1番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所ですが、〇〇〇〇〇を〇〇〇〇〇に向かい、〇〇〇の〇の〇〇を〇〇し、〇〇を超えた〇の〇〇を〇〇して〇〇メートルくらい〇の〇〇、〇〇〇〇〇の〇〇〇の〇〇になります。

申請人は、周辺の住環境が整っており、賃貸事業として見込めるため、〇〇〇〇〇を長屋住宅に転用する計画です。

申請地では、敷地内での切土及び盛土により整地し、埋立て等はいりません。

排水については、雨水は雨水貯留浸透施設により地下浸透とし、汚水・雑排水は最終ますから公共下水道に放流します。また、敷地周辺には擁壁及びコンクリートブロックを設置し、土砂が周囲に流出しないよう施工します。

なお、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じることおそれもなく、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条事業計画変更申請の各案件について、概要を説明します。

ページは6ページから12ページで、整理番号は1番から21番です。

整理番号1番から21番は、全て土砂採取計画の期間延長に伴う一時転用期間の更新許可申請です。

農地区分は、全て農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地となります。

以上、21件です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第4班班長、飯森 孝委員。

1 2番飯森委員 事前審査会の審査結果について報告をいたします。

提出されました農地法第5条事業計画変更申請の案件は21件であります。

書類等で審査した結果、申請の用途に供することの確実性については問題ないとの意見でした。

したがって、農地法第5条事業計画変更申請の要件を満たしているものと考えられ、承認相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明願います。

議長 次に、担当委員の意見を伺います。

始めに、整理番号1番から16番について、3番 熱田英夫委員。

3番熱田委員 整理番号1番について、遠藤推進委員と現地調査を行った結果を説明します。

なお、次の整理番号2番から16番までは本件と同じ同一事業ですので、一括して説明します。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇から〇〇に向かう〇〇に〇〇という〇がありまして、それを〇〇に〇〇メートルぐらい行った〇〇〇になります。

譲受人は、〇〇〇〇〇〇〇〇に所在する砂利採取販売業などを営む法人です。本件は、譲受人は昨年度同様の申請を行っており、申請地において令和〇年〇月〇日まで山砂採取及び搬出路用地としての一時転用許可を受けておりますが、未採取地があり、土採取計画を1年間延長することに伴い、事業区域内である申請地についても一時転用期間を1年間延長するものです。

なお、周辺の営農に支障もないため、特に問題はないと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議長 整理番号17番から21番について、私の案件でありますので、議事進行の都合上、事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局副主幹 整理番号17番から21番につきましては、同一案件ですので、一括して現地調査等を行った結果をご説明いたします。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇より〇の〇〇〇〇メートルにある〇〇〇〇〇より〇〇〇〇〇〇〇に〇〇キロ先の〇〇になります。

本件の譲受人は、〇〇〇に所在する土採取事業などを営む法人で、申請地において令和〇年〇月〇日まで土採取用地としての一時転用許可を受けていますが、事業の期間延長により一時転用期間を1年間延長するものです。

なお、そのほかは当初許可を受けた内容に変更はなく、周囲の営農に支障もないため、特に問題はないものと判断しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号については、承認相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第4号 農地法第5条許可申請の各案件について、概要を説明します。
ページは13ページから14ページで、整理番号は1番から8番です。

整理番号1番、転用目的は太陽光発電施設用地で、権利の内容は所有権移転です。

農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地であることから、第2種農地と判断しました。

以上、調査報告を終わります。

10番寺島委員 整理番号2番及び3番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、○○○○○○が行われる○○○に隣接する○○○○○の○になります。

申請地では、整地のみで、埋立て等の造成は行いません。

また、被害防除対策としてフェンスを設置します。

以上、調査報告を終わります。

1 2 番飯森委員 整理番号 4 番及び 5 番について、高木推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

まず、整理番号4番の場所は、〇〇〇〇〇から〇へ〇〇〇メートルくらい行きますと、〇〇の〇〇〇〇〇〇〇〇があります。その先に、〇〇〇の〇〇というところがあります。その〇を〇へ入って〇〇メートルくらい行った先の〇〇になります。

議受人は、〇〇〇〇〇〇に所在する太陽光発電事業などを営む法人ですが、小規模な農地である申請地を有効活用し、安定収入を得るため、太陽光発電施設を設置するものです。

め、太陽光発電施設を設置するものです。

申請地では、整地のみで、埋立て等の造成は行いません。

排水は雨水のみで、敷地内で浸透処理します。

また、被害防除対策としてフェンスを設置します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり、周辺農地の営農に支障を生じるおそれもなく、特に問題はないものと判断いたしました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第5号 農業経営基盤強化促進法第19条農用地利用集積計画の案件について概要を説明します。

案件につきましては、15ページの整理番号1番から45ページの整理番号883番までで、農地中間管理権の設定でございます。

面積及び筆数の内訳と合計は、45ページの下段右下に記載のとおりです。

以上の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）による改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 議案第5号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参

与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

始めに、議案第5号、農地中間管理権設定の整理番号75番から78番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号、整理番号75番から78番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号、整理番号75番から78番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第5号、農地中間管理権設定の整理番号214番から220番、357番から359番、361番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号、整理番号214番から220番、357番から359番、361番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号、整理番号214番から220番、357番から359番、361番については、

原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、議案第5号、農地中間管理権設定の整理番号681番、682番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号、整理番号681番、682番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号、整理番号681番、682番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議長 次に、議案第5号、農地中間管理権設定の整理番号774番から871番について、審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○○委員の退場を求めます。

(○○番 ○○○○○委員 退場)

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号、整理番号774番から871番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号、整理番号774番から871番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○○委員の入場を許可します。

(○○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、ただいま分離して審議した議案第5号の109件の案件を除く774件について、審議をいたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第5号の109件の案件を除く774件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第5号の109件の案件を除く774件について、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 議案第6号

議 長 日程第6 議案第6号を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

事務局農地班長 議案第6号 農用地利用集積等促進計画案への意見について、概要を説明します。

案件につきましては、46ページの整理番号1番から58ページの整理番号387番までが新規設定及び期間の更新で、面積及び筆数の内訳と合計は58ページの中段左に記載のとおりでございます。

次に、59ページの整理番号1番から78ページの整理番号610番が耕作者の変更で、面積及び筆数の内訳と合計は78ページの上段左に記載のとおりです。

以上の案件につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律（令和4年法律第56

号) 第18条第5項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 議案第6号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

始めに、議案第6号 農用地利用集積等促進計画の整理番号144番から146番及び整理番号153番から163番、495番から502番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号 農用地利用集積等促進計画の整理番号144番から146番及び整理番号153番から163番、495番から502番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 農用地利用集積等促進計画の整理番号144番から146番及び整理番号153番から163番、495番から502番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第6号、整理番号232番から234番、284番から287番及び290番、293番から295番及び349番、362番から366番、400番から406番、546番から552番について審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号、整理番号232番から234番、284番から287番及び290番、293番から295番及び349番、362番から366番、400番から406番、546番から552番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号、整理番号232番から234番、284番から287番及び290番、293番から295番及び349番、362番から366番、400番から406番、546番から552番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

（○番 ○○○○委員 入場・着席）

議長 次に、議案第6号、整理番号586番から605番について審議をいたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

（○○番 ○○○○委員 退場）

議長 これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

議長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第6号、整理番号586番から605番については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第6号、整理番号586番から605番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

（○○番 ○○○○委員 入場・着席）

議長 次に、ただいま分離して審議した議案第6号の73件の案件を除く924件について審議をいたします。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

ただいま分離して審議した議案第6号の73件の案件を除く924件について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、ただいま分離して審議した議案第6号の73件の案件を除く924件について、原案のとおり決定いたします。

◎日程第7 報告第1号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6の規定による通知について、通知件数は33件です。

◎日程第8 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農地法第3条の3、相続等による権利移動の届出について、届出件数は6件です。

◎日程第9 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 軽微な農地改良届出について、届出件数は1件です。

以上、報告します。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案は全て審議が終了いたしました。慎重なる審議に対しまして、厚くお礼を申し上げます。

本日の総会はこれをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時56分

上記の会議の顛末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人